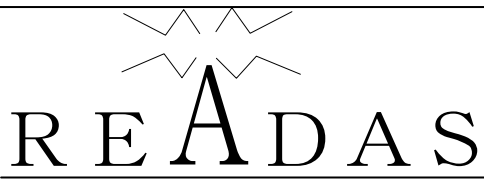


第 5632 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 1月19日 木曜日
-------------------------	---	---

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 届出書の見直し

Q：平成29年の税制改正では、届出書の見直しがされたとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成29年の税制改正では、一部、届出書の見直しがされました。

主なものには、次のようなものがあります。

- ①納税地の変更に関する届出書について、その変更後の納税地の所轄税務署長への提出が不要になります。
- ②納税地の異動に関する届出書について、その異動後の納税地の所轄税務署長への提出が不要になります。
- ③法人の設立届出書等に登記事項証明書の添付が不要になります。
- ④個人事業の開業・廃業等届出書について、その個人の納税地の所轄税務署長（その個人が、事業に係る事務所等を移転した場合で、その移転前の事務所等の所在地を納税地としていたときは、その移転前の納税地の所轄税務署長）以外の税務署長への提出が不要になります。
- ⑤給与支払事務所等の移転届出書について、その移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長への提出が不要になります。

